

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 教育環境常任委員会 市民部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 教育環境常任委員会 市民部、<u>文化スポーツ部</u>、環境部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4)（略）</p> <p>3（略）</p>
<p style="text-align: center;">（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p>
<p style="text-align: center;">（委員の選任）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに<u>選任するものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p>	<p style="text-align: center;">（委員の選任）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに<u>選任する。</u></p> <p>3・4（略）</p>
<p style="text-align: center;">（委員長の議事整理権、<u>秩序保持権</u>）</p>	<p style="text-align: center;">（委員長の議事整理権、<u>秩序保持権</u>）</p>

第11条 (略)

第15条 (略)

(表決)

第17条 (略)

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(傍聴の取扱)

第19条 (略)

2 委員長は、必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の会議については、委員長は、討論を用いないで委員会に諮って決める。

第11条 (略)

第15条 (略)

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(表決)

第17条 (略)

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(傍聴の取扱)

第19条 (略)

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、松戸市議会会議規則（昭和41年松戸市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

(出席説明の要求)

第21条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、松戸市議会会議規則（昭和41年松戸市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏ることのないよう、公述人を選ばなければならない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録(法第123条第1項の電磁的記録をいう。)により作成することができる。この場合における前項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないよう、公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

4 参考人については、第26条((公述人の発言))、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第30条 (略)

(削除)

3 前2項の記録は、議長が保管する。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。